I バリアフリー法に関する社会的経緯と概要

(1) バリアフリー法に関する社会的経緯

■ハートビル法と交通バリアフリー法

今日の我が国では、本格的な高齢社会の到来や、ノーマライゼーションの理念の浸透、ユニバーサルデザインの考え方の導入により、あらゆる人の利用を念頭に置いた環境づくりが求められています。このような背景の中、平成6年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者、身体障害者等が利用する建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という。)が制定されました。

さらに、平成 12 年には、公共交通機関と駅などの旅客施設周辺を中心とした地区のバリアフリー化を目標として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という。)が制定されました。

■バリアフリー法

平成 18 年には、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)が制定されました。

■改正バリアフリー法

平成26年に批准した国連の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」、平成28年に施行された「障害者差別解消法」などを受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京2020大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました(平成30年 II 月一部施行・平成31年4月全部施行)。さらに、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリー**ロでいますのである取組の推進を図るための改正も行われています(令和2年6月一部施行、令和3年4月全部施行)。

ハートビル法(平成6年9月施行)

建築物のバリアフリー化を促進するための法律

交通バリアフリー法 (平成 12年 11 月施行)

駅などの旅客施設や車両等のバリアフリー化を 促進するための法律

バリアフリー法 (平成 18年 12月施行)

建築物,旅客施設,車両等,道路,路外駐車場,都市公園の 面的なバリアフリー化を促進するための法律

障害者差別解消法

(平成 28 年4月施行)等

改正バリアフリー法(平成30年11月・平成31年4月・令和2年6月・令和3年4月施行)

理念を示すとともに、ソフト面や心のバリアフリーを含めた取組をさらに推進し、 スパイラルアップを図るための改正

ハード・ソフト両面の総合的なバリアフリー化の更なる推進

図 0.1 バリアフリー法に関する社会的経緯

※1 心のバリアフリー: 高齢者, 障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために, 施設整備 (ハード面) だけでなく, 高齢者, 障害者等の困難を, すべての人々が自らの問題として意識し, 相互に理解を深めようと積極的に協力すること。

(2) 改正バリアフリー法の概要

ア目的

改正バリアフリー法では、高齢者、障害者等*'の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとされています。

また,同法では,旅客施設を中心とした地区や,高齢者,障害者等が利用する施設が集まった地区(移動等円滑化促進地区,重点整備地区)において,公共交通機関,建築物,道路,路外駐車場,都市公園,信号機等の「面的・一体的なバリアフリー化」を推進するために市町村が作成するものとして,移動等円滑化促進方針や移動等円滑化基本構想を規定しています。



出典:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(国土交通省)

図 0.2 移動等円滑化促進方針・基本構想のイメージ

※ I 高齢者,障害者等:高齢者,全ての障害者,妊産婦,けが人等,日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者

イ 法律の枠組み

改正バリアフリー法では,基本理念を示すとともに,旅客施設,車両等,道路,路外駐車場,都市公園,建築物について,新設時の基準適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定めています。

また,移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想制度によって,バリアフリー化事業の重点的かつ一体的な推進を図る枠組みを定めています。あわせて,心のバリアフリーの推進や当事者による評価を行うこととしています。

次ページに法律の概要を整理したものを示します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、橙字は平成30年11月1日,平成31年4月1日施行 緑字は令和2年6月19日施行 青字は令和3年4月 | 日施行

1. 基本理念 —

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として 行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針 -

- ○移動等円滑化の意義及び目標
- ○国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- ○施設設置管理者が講ずべき措置
- ○情報提供に関する事項
- ○移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針 ○その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- ○基本構想の指針

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

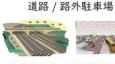
4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ○ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- ○新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- ○各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・ 啓発活動の努力義務
- ○公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
- ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
- ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
- ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
- ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)











都市公園

建築物

旅客特定車両停留施設を追加

公立小中学校を追加

5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基 本構想に基づき、地域における重点的か つ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特 定事業及び「心のバリアフリー」に関 する教育啓発特定事業を位置づけること で、関係者による事業の実施を促進(マ スタープランには具体の事業について位 置づけることは不要)
- ・定期的な評価・見直しの努力義務

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】 旅客施設を 中心とした 市の中心部 生活拠点 商業施 :移動等円滑化促進地区 移動等円滑化促進地区かつ重点整備地区 : 生活関連施設 --:生活関連経路

6. 当事者による評価

・高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・ 評価(移動等円滑化評価会議)

国土交通省資料から作成

(3) 移動等円滑化促進方針・基本構想で定める事項

市町村は,国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき,移動等円滑化促進地区・重点整備地区について,移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想を策定するよう努めることとされています。

移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想で定めるべき事項はおおむね重複していますが,移動等円滑化基本構想では,重点整備地区において,面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めることとしています。

表 0.1 移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想で定める事項

移動等円滑化促進方針で定める事項	移動等円滑化基本構想で定める事項
(バリアフリー法 24 条)	(バリアフリー法 25 条)
移動等円滑化促進 地区の位置及び区域	重点整備地区の位置及び区域
2 生活関連施設*1 及び生活関連経路*2 並び	2 生活関連施設及び生活関連経路並びにこ
にこれらにおける移動等円滑化の促進に関	
する事項	れらにおける 移動等円滑化に関する事項
	3 移動等円滑化のために実施すべき
	特定事業その他の事業に関する事項
3 その他移動等円滑化促進地区における	4 その他重点整備地区における
移動等円滑化の促進のために必要な事項	移動等円滑化のために必要な事項
・移動等円滑化促進地区における移動等円	・重点整備地区における移動等円滑化に関
滑化の促進に関する 基本的な方針 につい	する基本的な方針について定めるよう努
て定める よう努める	める
・市町村が行う移動等円滑化促進地区に所	・ 市町村が行う重点整備地区に所在する
在する旅客施設の構造及び配置その他の	旅客施設の構造及び配置その他の移動
移動等円滑化に関する 情報の収集,整理及	等円滑化に関する 情報の収集,整理及び
び提供に関する事項を定めることができる	提供に関する事項を定めることができる
・移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそ	
れのあるものの届出 について定める	

※ I 生活関連施設: 高齢者, 障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設, 官公庁施設, 福祉施設その他の施設

※2 生活関連経路:生活関連施設相互間の経路

2 策定の背景と目的

調布市では、平成 9 年に「調布市福祉のまちづくり条例」を制定し、建築物や道路、公園、交通施設等について、施設のバリアフリー化を進めてきました。

また,平成 19 年 2 月に交通バリアフリー法に基づく「調布市交通バリアフリー基本構想」を 策定し,平成 22 年度を目標として,旅客施設やバス車両,道路,駅前広場,信号機等のバリア フリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。

さらに、平成 24 年 3 月には、バリアフリー法に基づく「調布市バリアフリー基本構想」(以下「旧基本構想」という。)を策定し、従来の計画に加え、建築物を含めたバリアフリー化事業を設定するとともに、市としてのバリアフリーの考え方を明らかにし、市内における移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目指した取組を推進してきました。

この旧基本構想の目標年次が令和 2 年度末であることや,先に示したバリアフリー法に関する社会的経緯を踏まえると,バリアフリーのまちづくりに向けた更なる取組の推進が必要なことから,改正バリアフリー法に基づき,地区設定や移動等円滑化の促進に関する事項について定める「調布市バリアフリーマスタープラン(以下「マスタープラン」という。)と,令和 3 年度以降の移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置づける「調布市バリアフリー基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定しました。

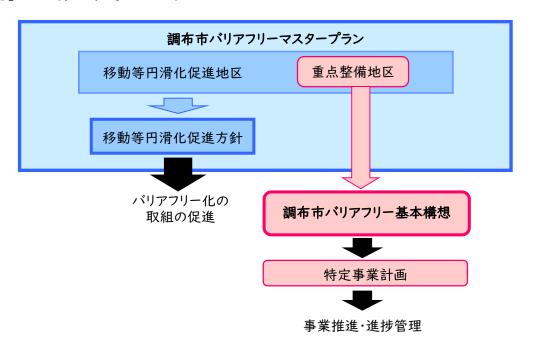
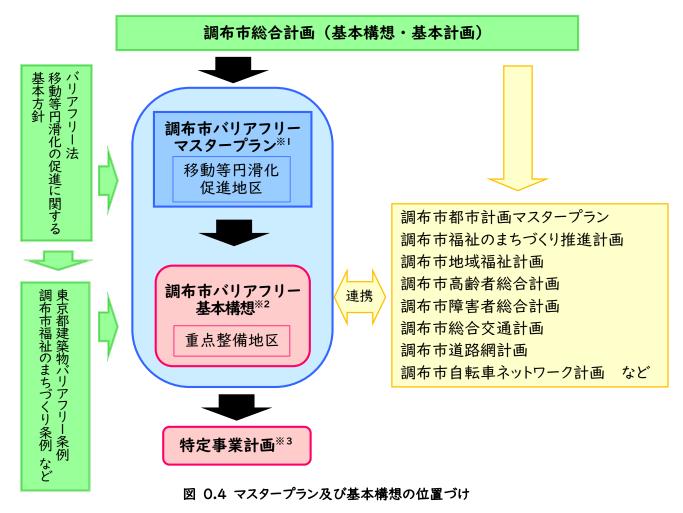


図 0.3 マスタープラン及び基本構想の枠組み

3 位置づけ

マスタープラン及び基本構想は、調布市の最上位計画である調布市総合計画とバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき定めます。また、バリアフリー法及び調布市の関連計画と整合・連携を図りながら実現していきます。



- ※ I 調布市バリアフリーマスタープラン:全市及び移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に向けた方針を示したもの。
- ※2 調布市バリアフリー基本構想:重点整備地区を位置づけ,具体的な特定事業を定めるもの。
- ※3 特定事業計画:調布市バリアフリー基本構想で示した特定事業に基づき,各施設設置管理者等が作成する計画。

4 策定体制と策定の流れ

(1) 策定体制

マスタープラン及び基本構想の策定に当たっては,市民,学識経験者,商工関係者,福祉関係者,行政関係者,公共交通事業者など様々な関係者の協力のもと,調布市バリアフリー推進協議会及び3つの作業部会による体制を基本として,それぞれが連携しながら検討を進めました。

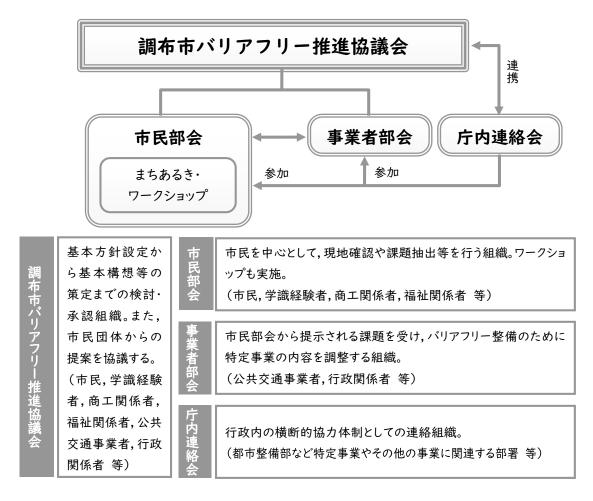


図 0.5 マスタープラン及び基本構想の策定体制

(2) 策定の流れ

令和2年度は、現況の整理や旧基本構想の評価を踏まえ、マスタープラン及び基本構想の策 定に向けた課題や方針について検討しました。

さらに、令和 3 年度は、協議会やまちあるき点検等の結果を踏まえ、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区を設定するとともに、バリアフリー方針や特定事業内容、全市における取組、推進・評価の考え方を検討し、パブリックコメントを経て、令和 4 年 3 月に策定しました。

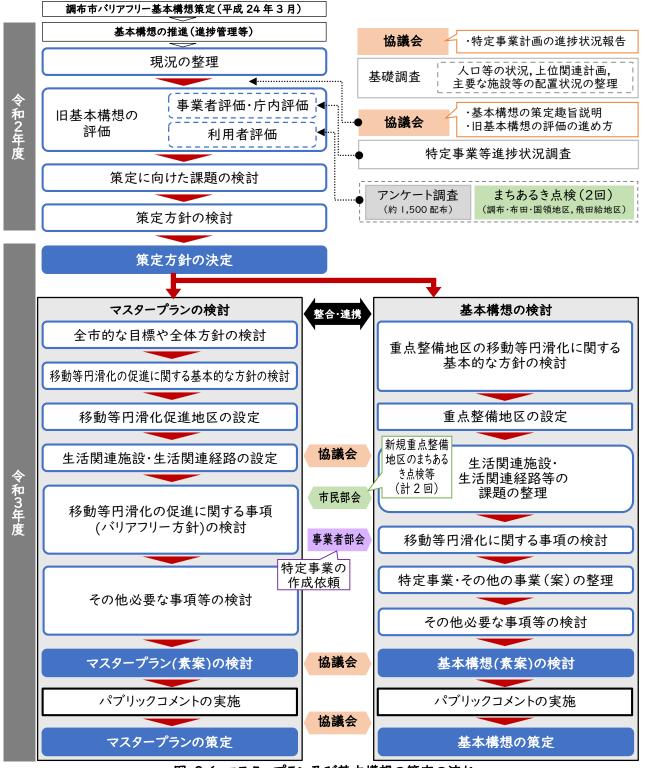


図 0.6 マスタープラン及び基本構想の策定の流れ

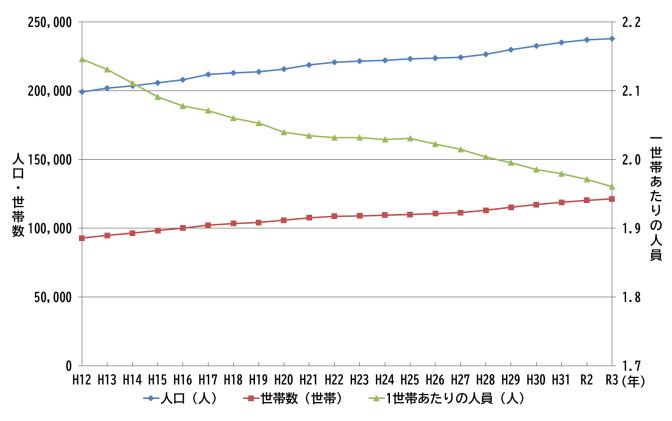
5 調布市の概況

(1) 人口等

ア 人口,世帯数

調布市の人口は, 令和 3 年 | 月 | 日現在で 237,8 | 5 人 (住民基本台帳) であり, 世帯数では | 21,296 世帯となっています。

また,近年の人口·世帯数の推移は増加傾向にありますが, I 世帯あたりの人員は減少傾向にあります。



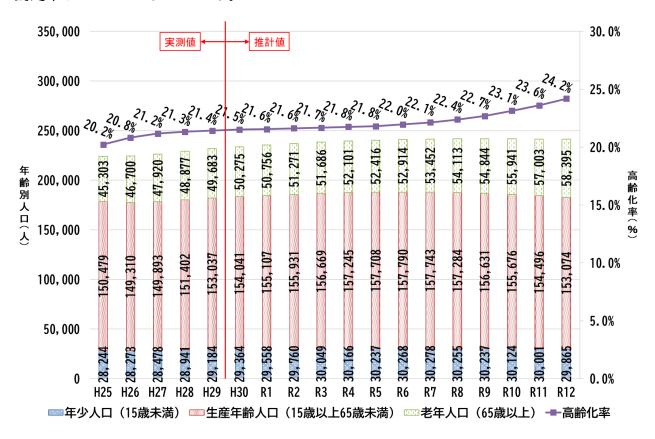
調布市統計書(平成24年以前は,住民基本台帳と外国人登録人口の合計)から作成図 0.7 調布市の人口・世帯数, | 世帯当たり人員推移(各年|月|日)

イ 高齢者の人口

調布市における高齢者(65歳以上)の人口は平成29年10月1日現在で49,683人,高齢化率21.4%となっています。これは東京都平均22.5%(住民基本台帳H29.1.1)を下回っているものの,年々増加傾向にあります。

今後, 高齢化率は年々上昇し, 令和 10 年には 23%, 令和 12 年には 24%を超えることが予想されます。

また,75 歳以上の高齢者(後期高齢者)が増加しています。要支援・要介護認定者数も増え続けており,外出や移動に制約を伴う高齢者が年々増加し,平成 31 年度には要支援・要介護認定率が 20.2%となっています。



調布市の将来人口推計(平成30年3月)から作成

図 0.8 調布市の年齢別人口の推移及び推計(各年 10 月 1 日)

【】:前期·後期高齢者合計

※高齢者:65 歳以上

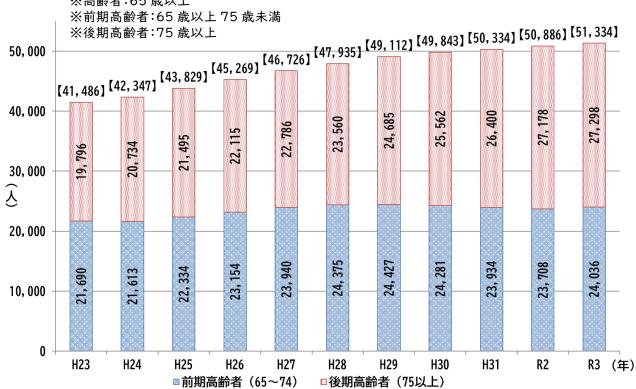
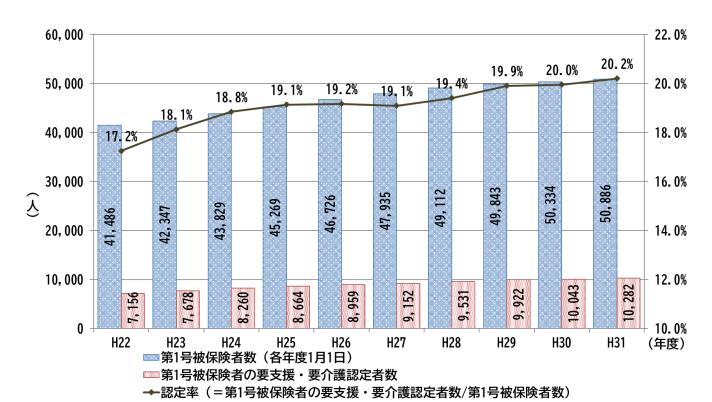


図 0.9 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移(各年1月1日)



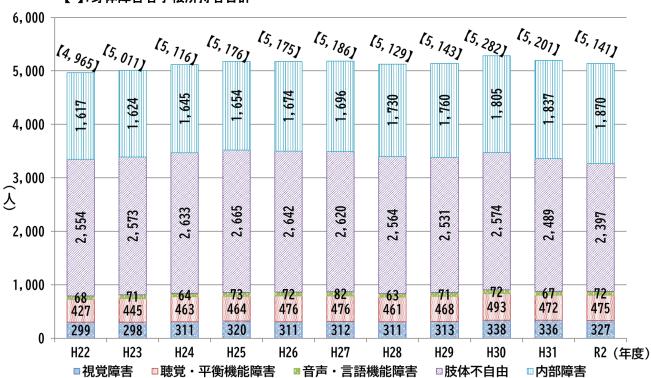
調布市統計書から作成

調布市統計書及び年齢別人口表から作成

図 0.10 要支援・要介護認定者数の推移

ウ 障害者数

調布市における令和 2 年度の身体障害者手帳所持者数は 5,141 人,知的障害者「愛の手帳」所持者数は 1,366 人,精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2,371 人であり,精神障害者保健福祉手帳所持者数は近年増加傾向にあります。



【】:身体障害者手帳所持者合計

調布市統計書・事務報告書から作成

図 0.11「身体障害者手帳」所持者数の推移(各年度3月31日)

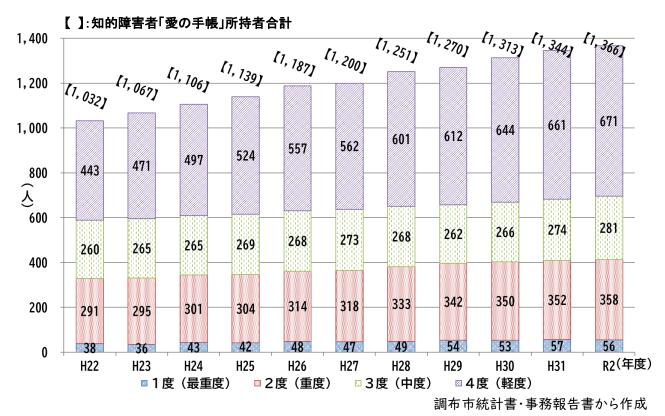


図 0.12 知的障害者「愛の手帳」所持者数の推移(各年度3月31日)

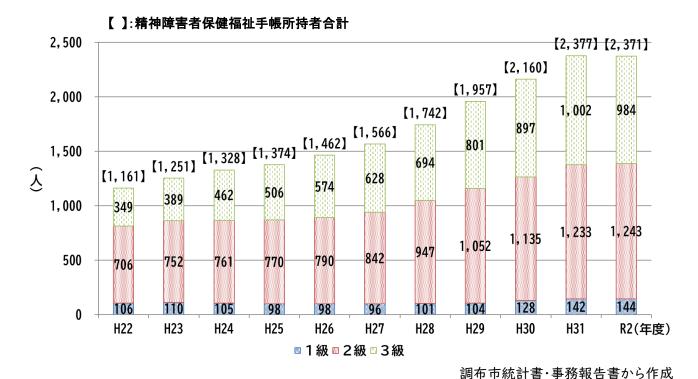
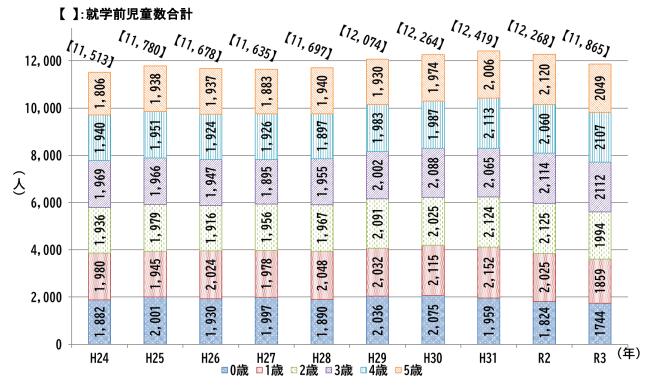


図 0.13 「精神障害者保健福祉手帳」所持者数の推移(各年度3月31日)

工 就学前児童数

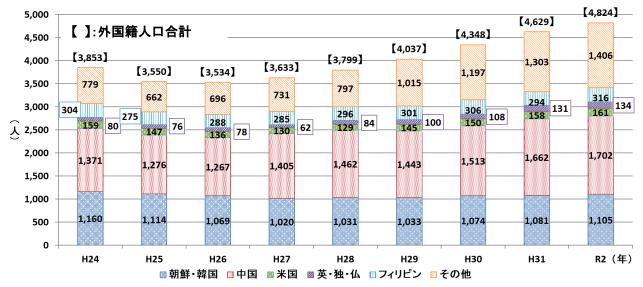
就学前児童数は近年 12,000 人前後で横ばい傾向にあります。ベビーカー等の利用が考えられる2歳以下の乳幼児の数は 6,000 人前後となっています。



調布市統計書及び年齢別人口表から作成 図 0.14 就学前児童数の推移(各年1月1日)

才 外国人人口

外国人人口は,平成 27 年から増加傾向にあり,令和 2 年は 4,824 人となっています。国別に見ると,中国人が増加しており最も多く,次いで朝鮮・韓国人が多く見られます。この2国籍で全体の三分の二程度を占めています。



調布市統計書から作成 (2016 年まで中国は台湾を含む)

図 0.15 外国人人口の推移(各年 | 月 | 日)

(2) 交通施設等の概況

ア 公共交通(公共交通事業者)

(7) 旅客施設

調布市には,市内を東西に走る鉄道駅9駅と東部地域にバスターミナル(仙川折返場)が I 箇所,西部地域に航空旅客施設(調布飛行場)が I 箇所あります。

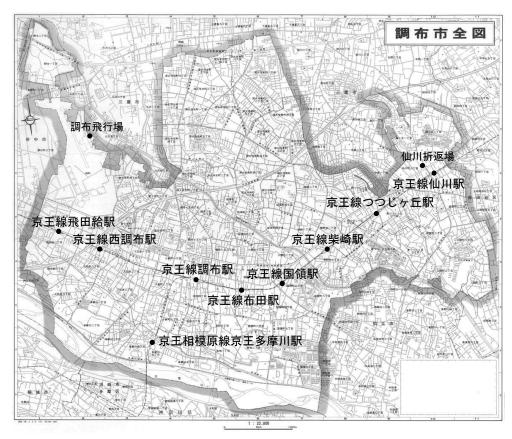


図 0.16 調布市内の旅客施設の配置状況

<鉄道駅(|事業者9駅)>

調布市内には I 鉄道事業者 (京王電鉄) の2路線 (京王線,京王相模原線) が,市内をほぼ東西に走っており,計9駅が存在します。調布駅においては,京王線と京王相模原線の結節点となっており,各線間の乗換えも発生します。

Ⅰ日平均乗降客数については,全ての駅が 5,000 人以上の特定旅客施設であり,最も多い調布駅では 130,065 人となっています。

柴崎駅を除く8駅ではエレベーターを,柴崎駅では基準に適合したスロープを設置することにより,全ての駅で「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」に基づくバリアフリー化が完了しています。

また,調布駅,布田駅,国領駅の3駅については,京王線連続立体交差事業により平成 24 年に地下化され,京王線と京王相模原線の平面交差が解消されました。

事			日平均		バリ	アフリー	伏況						
業者	路線名	駅名	乗降客数 (人)	昇降 設備 ※「	車いす 使用者 用トイレ	ベビーシート	オストメ イト対応 設備	幅広改札					
		仙川駅	82,714	0	0	0	0	0					
		つつじヶ丘駅	45,169	0	0	0	0	0					
占	京王線	柴崎駅	18,042	0	0	0	0	0					
京王電鉄株式会社		国領駅	38,713	0	0	0	0	0					
電 鉄		布田駅	16,784	0	0	0	0	0					
株		調布駅	130,065	0	0	0	0	0					
式 会							西調布駅	17,610	0	0	0	0	0
社		飛田給駅	28,284	0	0	0	0	0					
	京王 相模原 線	京王 多摩川駅	17,021	0	0	0	0	0					

表 0.2 鉄道駅の乗降客数・バリアフリー状況

※ | 昇降設備:エレベーター・スロープ等の有無

平成31年度 1日の駅別乗降人員(京王グループホームページ)から作成

<バスターミナル(|施設)>

バリアフリー法の旅客施設となるバスターミナルは,自動車ターミナル法によるバスターミナル であって,旅客の乗降,待合いその他の用に供するものをいいます。

調布市内のバスターミナルとして,仙川折返場が存在し,平成 3 | 年度の | 日平均乗客数は 2,162 人となっています。

なお,移動等円滑化の促進に関する基本方針では,『一日当たりの平均的な利用者数が 3,000 人以上のバスターミナル及び移動等円滑化基本構想の生活関連施設に位置づけられた一日当たりの平均的な利用者数 2,000 人以上のバスターミナルについては,令和 7 年度までに,原則として全てバリアフリー化する』としています。

表 0.3 仙川折返場乗客数(平成31年度)

施設名	1日平均乗客数(人)
仙川折返場	2,162

小田急バス㈱提供資料から作成

仙川折返場は,屋外型の上屋付きの停留所であり,歩道から停留所に至る部分,及び停留所内に段差のバリアはありません。ただし,停留所部分は,基準では低床バスに円滑に乗降できる高さとして 15cm の高さを基本としていますが,仙川折返場はフラットな状態です。

<航空旅客施設(I施設)>

調布市内には東京都が管理する調布飛行場が存在します。平成 13 年 3 月に,正式飛行場 (その他の飛行場)となり,定期旅客運航路線としては新島空港,大島空港,神津島空港,三宅島空港があり,離島航空路線の拠点としての役割を担っています。

乗降客数は,平成 3 | 年度で年間 92,836 人であり, | 日当たりとした場合は 254 人であり, 平成 22 年度と比較すると,年間, | 日平均ともに約 49%の増加となっています。

表 0.4 平成31年度調布飛行場乗降客数

施設名	乗降客数	平成 22 年度	平成 31 年度
調布飛行場	年間(人)	62,318	92,836
	1日平均(人)	171	254

調布市統計書から作成

平成 25 年に新しい旅客ターミナルビル(地上2階建て)が完成・供用開始され、エレベーター の設置などのバリアフリー化が図られました。

(1) 路線バス

鉄道駅を発着する路線バスは、小田急バス(株)、京王バス(株)の2事業者が運行しており、路線数は調布駅に集中し最も多くなっています。その他には、仙川駅、つつじヶ丘駅、国領駅、布田駅、西調布駅、飛田給駅、京王多摩川駅で路線バスが発着しています。

表 0.5 ノンステップバスの導入状況(令和2年8月末時点)

事業者	営業所	営業所 全車両		低床バス車両 台数 下段:३	
		(うちミニバス台数)		ノンステップバス	ワンステップバス
	士兴士	71	71	71	0
	吉祥寺	(0)	100.0%	100.0%	0.0%
小田急	武蔵境	143	143	143	0
バス(株)		(13)	100.0%	100.0%	0.0%
	狛江	123	123	123	0
		(9)	100.0%	100.0%	0.0%
	细七	62	62	62	0
京王バス (株)	調布	(9)	100.0%	100.0%	0.0%
	应 由	120	120	119	
	府中	(35)	100.0%	99.2%	0.8%

小田急バス(株)・京王バス(株)資料から作成

旧基本構想に基づく特定事業等の実施により、ノンステップバスの導入が進み、現在では移動等円滑化の促進に関する基本方針の整備目標を概ね達成しています。

イ 道路(道路管理者)

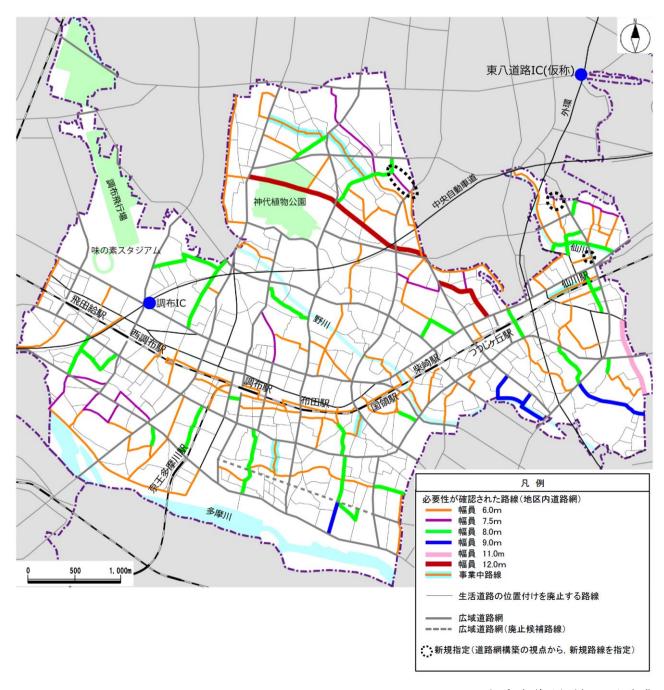
調布市内の道路網の骨格を構成している都市計画道路の整備は順次進められていますが, 住宅の多い地域では幅員の狭い道路が多く,歩行者や自転車の安全性の確保が課題となって います。

仙川駅, つつじヶ丘駅, 国領駅, 布田駅, 調布駅, 西調布駅, 飛田給駅には, 駅前に交通広場が整備されています。



調布市道路網計画から作成

図 0.17 都市計画道路の整備状況(令和2年3月)



調布市道路網計画から作成

図 0.18 目指すべき地区内道路網の幅員

ウ 交通安全施設(交通安全管理者)

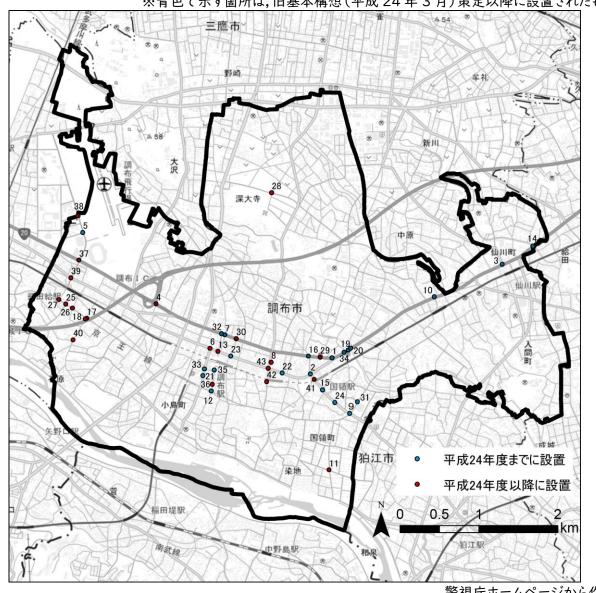
音響式信号機は,調布市内の 43 箇所の交差点に設置されており,旧基本構想策定時から 2 倍近くとなっています。特に,旧基本構想で重点整備地区に追加された「飛田給駅周辺地区」において,音響式信号機が多く設置されています。これにより,旧基本構想で設定した生活関連経路における主要交差点には音響式信号機が設置され,信号機のバリアフリー化が図られました。

また,エスコートゾーンについても,旧基本構想における生活関連経路において順次整備が進められ,国領8丁目交差点や八雲台2丁目交差点などに整備されています。

表 0.6 音響式信号機設置場所一覧(令和 3 年 9 月現在)

番号	交差点名	番号	交差点名	番号	交差点名
1	旧甲州街道入口	16	八雲台二丁目	31	国領小学校西
2	国領駅入口	17	飛田給小入口	32	調布駅入口
3	仙川駅入口	18	飛田給小入口第二	33	調布市文化プラザ前
4	上石原	19	野川馬橋西	34	調布警察署前
5	味の素スタジアム西	20	野川馬橋東	35	調布駅南
6	調布駅西	21	調布市役所前	36	調布駅南第二
7	布多天神前	22	国領町一丁目	37	東京スタジアム前
8	不動前	23	布田一丁目	38	東京スタジアム北
9	国領町八丁目	24	国領町三丁目	39	飛田給駅入口
10	つつじヶ丘交番前	25	飛田給二丁目	40	飛田給小学校前
1.1	多摩川団地交番前	26	飛田給二丁目東	41	国領駅前
12	調布駅南入口	27	飛田給駅南口	42	布田駅前第一
13	調布駅北	28	調布総合体育館南	43	布田駅前第二
14	仙川橋	29	調布郵便局前		
15	国領駅南	30	調布ヶ丘一丁目		

※青色で示す箇所は、旧基本構想(平成24年3月)策定以降に設置されたもの



警視庁ホームページから作成

図 0.19 音響式信号機設置場所(令和3年9月現在)

(3) 福祉移送サービスの概況

調布市では、移動支援費支給事業を行っており、障害のある方の中でも、ひとりで外出できない方にガイドヘルパーを派遣し、利用者に同行し、道案内や移動の手助け、トイレでの介助、交通機関利用の手助けなどの外出の支援をしています。令和2年4月から一定の要件に該当する方は「通学」を目的として移動支援を利用することができるようになりました。

また,電車やバス等の利用が困難な方の日常生活の利便を図るため,在宅であり,かつ等級等の条件を満たす障害者の方に福祉タクシー券を交付しています。

これらの取組を引き続き推進していくとともに、高齢者、障害者等の移動手段の確保の更なる 充実について検討します。

6 調布市におけるこれまでのバリアフリー化の取組の概要

旧基本構想の評価や新たな課題の整理等を目的に,アンケート調査やまちあるき点検等を実施しました。

表 0.7 各調査の目的・概要

調査項目	調査目的	調査概要
	○利用者の視点からバリアフリー	アンケート調査
	状況の評価比較や,さらなる課	○対象者:高齢者,障害者,子育て世代
72.4	題を抽出。また,情報バリアフリ	を基本とした市民全般
アンケート	ーの観点から外国人向け調査	○配付数:1,562 票
調査	を実施。	○回収数:454票(回収率 29.1%)
		外国人アンケート調査
		○直接配付·回収: 票
	<令和2年度>	○地区:調布駅周辺及び飛田給駅周辺
	○旧基本構想の重点整備地区を	○調査対象:調布クレストンホテル,調布
	対象に,施設や道路等のバリア	パルコ,文化会館たづくり,飛田給駅,
	フリー整備後の状況を現地確	飛田給駅南口駅前広場,調布都市計
	認し,良い点や改善点を把握。	画道路3·4·33号線,飛田給駅入口
まちあるき		交差点
点検	<令和3年度>	〇地区:京王多摩川駅周辺
	○新規重点整備地区の施設や道	〇調査対象:京王多摩川駅,下石原小
	路等を対象に現地確認し,バリ	島線,京王閣競輪場,昭和信用金庫
	アフリー課題を整理。	多摩川支店,調布市シルバー人材セ
		ンター,こころの健康支援センター,京
		王多摩川さくら広場
	○旧基本構想の特定事業等の実	○調査対象:重点整備地区の特定事業
	施状況や未実施事業の要因	設定事業者,促進地区・展開地区の
 特定事業等	等を把握し,進捗状況を評価。	関係事業者
進捗状況調査		○調査項目:令和2年度末時点の事業
		実施状況/次期基本構想への事業
		継続意向/未完了事業の理由と今後
		の実施可能性他
	○市内のバリアフリー化の推進に	○各所管課で実施中または今後予定す
上 山 四 人	向けたソフト施策に関する具体	るソフト施策の取組内容について意見
庁内照会 	的な取組内容を庁内で共有	照会を実施。
	し、マスタープラン及び基本構	
	想への反映を検討。	

(1) アンケート調査の主な結果と課題

ア 調査結果

各指標(5段階評価)を点数化して比較した結果,総合評価が最も高かったのは飛田給駅(3.67)であり,最も低かったのは柴崎駅(2.67),次いで京王多摩川駅(2.73),調布駅(3.16)でした。

表 0.8 アンケート調査結果(鉄道駅及び鉄道駅周辺の道路の利用しやすさ)

		鉄道駅		旅客施設 道路		道路の評				
駅名	移動のし やすさ	案内のわかりやすさ	設備の使いやすさ	の 評価	歩道	交差点・ 横断歩道	案内	通路の計 価	総合評価	順位
仙川駅	3.76	3.61	3.71	3.69	2.74	2.97	3.38	3.03	3.36	4
つつじヶ丘駅	3.59	3.40	3.49	3.49	2.60	3.00	3.23	2.94	3.22	6
柴崎駅	2.48	3.11	3.00	2.86	2.00	2.35	3.06	2.47	2.67	9
国領駅	3.62	3.42	3.48	3.51	3.36	3.11	3.18	3.22	3.36	4
布田駅	3.80	3.67	3.80	3.76	3.40	3.67	3.44	3.50	3.63	2
調布駅	3.20	3.23	3.37	3.27	3.02	2.97	3.14	3.04	3.16	7
西調布駅	3.73	3.50	3.64	3.62	3.00	3.22	3.11	3.11	3.37	3
飛田給駅	4.00	3.63	4.00	3.88	3.69	3.19	3.50	3.46	3.67	1
京王多摩川駅	2.75	2.86	2.50	2.70	2.86	2.43	3.00	2.76	2.73	8
全体平均	3.44	3.38	3.44	3.42	2.96	2.99	3.23	3.06	3.24	

:全体平均よりも点数が低い項目

イ 課題の整理

アンケート調査の自由意見等を踏まえ、主な課題を以下に示します。

表 0.9 アンケート調査から示された主な課題等

	仅 0.7 ブンブ 「間直りつかご」のこれは「所図す
項目	主な課題等
旅客施設	・調布駅: 平成 17 年度の評価を大きく上回ったものの, 利用者が多いことから, 未だ課題も挙がっている。 ・京王多摩川駅: エレベーター・トイレの改良に関する指摘が多く, 更なるバリアフリー化に
路線バス・ ミニバス・ タクシー	向けた整備等が必要。 ・路線バス: ノンステップバスの普及を推進するとともに, 乗務員教育の強化や道路管理者との連携によるバス停の整備等が必要。 ・ミニバス: 利用者数に応じたバス本数やコースの見直しなどにより一層利用しやすい環境整備が必要。 ・タクシー: UD タクシーの普及を推進する必要。
道路· 信号機	・仙川駅,京王多摩川駅,調布駅周辺の道路においては,案内の充実に関する指摘が多く,複雑化・多様化する情報をわかりやすく伝達する案内表示が必要。 ・信号機については,音響式信号機の増設や広幅員道路における青時間の延長等に関する指摘が多く,更なる信号機のバリアフリー化が必要。
建築物(駐車場を含む)	・ハード面では段差の有無,エレベーターの有無や広さ,出入口・通路の幅員,車いす使用者用トイレの有無や設備の使い勝手,授乳室・おむつ交換台の有無等,ソフト面では職員等による人的対応,案内表示のわかりやすさ,駐車場・駐輪場の使い勝手等に関する意見が多い。
公園	・段差の有無や園路の平坦性,車いす使用者用トイレの有無,休憩施設(ベンチ等)の有無等に関する意見が多く,市としてこれらの方針を示し公園のバリアフリー化の推進が必要。
心の バリアフリー	・ヘルプマークの普及やルール・マナーの啓発,子どもへのバリアフリー教育の充実など 市民・事業者の心のバリアフリーの普及・啓発に向けた取組が必要。
情報 バリアフリー	・バリアフリー設備の情報提供やわかりやすさの向上,案内板の不足等の指摘があり,事業者への情報バリアフリーの普及・啓発に向けた取組が必要。 ・やさしい日本語の使用や緊急時における外国語での情報提供が必要。

(2) まちあるき点検による主な課題

まちあるき点検で出された意見から、各施設や経路のバリアフリー化における共通の課題となる指摘事項を以下に示します。

表 0.10 まちあるき点検から示された主な課題

	項目	共通のバリアフリー課題
施	トイレ	・車いす使用者用トイレを設置してほしい。また,性的少数者(LGBT等)への配
設		慮や異性介助の点から,男女共用トイレの整備も今後の課題である。
		・車いす使用者用トイレを設置する場合は、大型車いすの使用や介助者の同伴
		を想定した十分な広さを確保してほしい。
		・車いす使用者用トイレを2か所以上設置する場合は、それぞれ便座の向きを反
		対にして,左麻痺・右麻痺の両方に対応できるように配慮してほしい。
		・可能な限り,一般トイレにも,車いす使用者等が利用できる広めの個室を設け
		てほしい。
		・ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレに設置し,わかりやすい案内を表示
		してほしい。
	エレベーター	・エレベーター内には,車いす使用者が足元まで確認できる鏡を設置してほしい。
		・車いす使用者等の優先利用について,わかりやすい場所に案内を表示するな
		ど,利用者へのマナー啓発に努めてほしい。
	インフォメーション	・出入口からわかりやすい位置への設置に努めるとともに、視覚障害者等が単
		独でもたどり着けるような工夫が必要である。
		・車いす使用者が利用しやすい高さのカウンターを設置してほしい。
	視覚障害者	・室内に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は,JIS 規格で床面との輝
	誘導用ブロック	度比を確保した室内用のものを敷設してほしい。また,出入口から受付までの
		間を敷設するなど,障害当事者参加のもと敷設方法を検討する必要がある。
	案内表示	・案内サインは,知的障害者等にも認識しやすいデザインにするとともに,カラー
		ユニバーサルデザインに配慮した配色とする必要がある。
		・触知案内図を設置する場合は、音声案内等により視覚障害者が設置位置を
		把握できるようにする必要がある。
	人的対応・	・インフォメーション等に手話のできる係員やハートフルアドバイザー* 等の資格
	心のバリアフリー	を持った係員を常駐させてほしい。
経	歩道等	·2m以上の幅員を確保し,平坦でがたつきのない舗装がよい。
路	横断歩道等	・視覚障害者が歩道と車道の区別ができ,かつ,車いす使用者が円滑に通行
	接続部	できるように,歩車道境界の段差は Icm 程度が望ましい。
	視覚障害者	・連続的に設置する場合は、なるべく直線となるように配置し、蛇行や屈折を最
	誘導用ブロック	低限とする必要がある。
		・視覚障害者誘導用ブロックの両側(60 cm程度)は,柵やボラード等の障害物
		を設けないようにする必要がある。
	バス停	・バス停に停車する際は、乗り降りがしやすいように、バスを歩道に正着してほしい。
	信号機	・音響式信号機のボタンは、タッチ式の方が使い勝手が良い。

※ I ハートフルアドバイザー: 高齢者や障害者に対して接客サービスを提供するために必要な知識・技術として, 接客サービス事業者に与えられる, 厚生労働省認定の資格

(3) 特定事業等進捗状況調査の主な結果と課題

ア 事業全体の着手率・完了率

着手率は計画上の数値よりも 0.3%高く,完了率は 7%低い状況です。いずれの未完了事業 も,基本構想への事業継続(見直しを含む)の意向があることから,引き続き事業推進を図ります。

表 0.11 各特定事業の現在の着手率と完了率(令和2年度末時点)

	着手率 ※「	完了率 ※2
特定事業全体	82.3%	63.6%
·公共交通特定事業	100.0%	100.0%
·道路特定事業	89.8%	54.8%
·交通安全特定事業	100.0%	100.0%
·建築物特定事業	78.8%	67.2%
・準生活関連施設(その他の事業)	61.7%	43.8%
・全市的に取り組む事業	94.7%	83.3%
計画上の令和2年度末時点の着手率・完了率等	82.0%	70.6%

[※] 着手率:全事業のうち着手した事業の割合

イ 課題の整理

事業の進捗状況を踏まえた,特定事業種別の主な課題を以下に示します。

表 0.12 主な課題等

		X 0.12 T 6 W 64
事業の対象	実施状況	今後の課題等
公共交通	着手済み	・継続事業を除く全特定事業が完了。 ・引き続き,人的対応・心のバリアフリー等の継続事業の推進が必要。 ・また,現在検討が行われている役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)や視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法等に ついて,国の動向を踏まえた検討が必要。
道路	ほぼ 着手済み	・調布駅・布田駅・国領駅周辺地区の着手率は 85.7%に対し完了率は 45.7%と低い。 ・未着手事業の事業化や,令和7年度の完成に向けた調布駅前広場の 事業推進が必要。
交通安全	着手済み	・継続事業を除く全特定事業が完了(生活関連経路上の信号機のバリアフリー化を含む。)。 ・引き続き,エスコートゾーンの設置や自転車利用者へのマナー啓発等の推進が必要。
建築物	未着手事業 への 対応が必要	・調布駅・布田駅・国領駅周辺地区の着手率は 75.2%,完了率は 63.9%,また,飛田給駅周辺地区の準生活関連施設の着手率は 61.7%に対し完了率は 43.8%と低い。 ・引き続き,未完了事業の推進が必要。 ・未着手事業や大規模改修等を伴う実施時期未定の事業について,引き続き事業の推進が必要。 ・特定事業に新たに追加された「教育啓発特定事業」について,民間施設を含めて積極的な位置づけに向けた調整が必要。
全市的に取 り組む事業	ほぼ 着手済み	・引き続き,継続事業の推進が必要。

^{※2} 完了率:継続事業を除く事業のうち完了した事業の割合